期 日 指 定 定 期 預 金

１．商品名	・期日指定定期預金
２．販売対象	・個人の方のみお取扱いできます。
３．期間	・最長３年（据置期間１年）満期日は、この預金の全部または一部（１万円以上（１万円単位））について、預入日の１年経過後から３年までの任意の日を指定できます。 但し、満期日を指定する場合は、その１ヶ月前までに通知することが必要となります。 預入時の申し出により自動継続（元金継続、元利金継続）のお取り扱いができます。 満期日の指定がない場合は、最長預入期限が満期日となります。
４．預入 （１）預入方法 （２）預入金額 （３）預入単位	 ・一括預入 ・１,０００円以上３００万円未満 ・１円単位
５．払出方法	・満期日以降、一括支払いします。 ・一部支払いを行う場合は、１万円以上（１万円単位）です。
６．利息 （１）適用金利 （２）利払方法 （３）付利単位	 ・固定金利（預入時の店頭表示金利を満期日まで適用いたします。） ・自動継続後の利率は、継続日の店頭表示利率を適用いたします。 ・満期日以後の利息は、払出日または継続日の「普通預金利率」によって計算します。 ・満期日以降、一括して支払いします。 ・１円（日割計算、１年毎の複利計算）
７．税金	・個人の方：分離課税（国税１５％、地方税５％）但しマル優適用分を除きます。 但し、分離課税は２０１３年から以下の通り変更となります。 ２０１３年１月１日～２０３７年１２月３１日まで 国税１５．３１５％、地方税５％（但しマル優適用分を除きます。）
８．手数料	―
９．付加できる特約事項	・マル優のお取扱いができます。 ・自動継続扱いのものは総合口座のお取扱いができます。但し、貸越限度額は２００万円です。（貸越利率は、担保定期預金の約定利率に０．５％、上乗せしたものです。）
10．中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、解約日までに経過した各中間利払日数および当金庫所定の中間利払掛日により計算した利息の合計額（期日前解約利息）をお支払いたします。

11. 金利情報の入手方法	・店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください
12. 苦情処理措置紛争解決措置	＜苦情処理措置＞本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはリスク管理部法務管理課 （９時～１７時、電話：03-3617-0548）にお申し出ください。 ＜紛争解決措置＞ 東京弁護士会 （電話：03-3581-0031） 第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588） 第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で 紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記リスク管理部法務管理課または全国しんきん相談所 （９時～１７時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。
13. その他参考になる事項	・預金保険制度の付保対象預金です。 預金保険により元本１，０００万円までと、その利息が保護されます。 ・当金庫に複数の口座がある場合は、それらの預金元本を合計して １，０００万円までと、その利息が保護されます。

	・満期日前に解約する場合は、その利息（期限前解約利息）は、預入日から解約日の 前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点以下第３位以下は切り捨てます）によって１年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。
中途解約利率	（１）預入日の１ヶ月後の応当日から預入日の３年後の応当日の前日までの日を満期日とした預金 ６ヶ月未満　　解約日における普通預金利率 ６ヶ月以上１年未満　　２年以上利率×５０％ １年以上１年６ヶ月未満　　２年以上利率×６０％ １年６ヶ月以上２年未満　　２年以上利率×７０％ ２年以上２年６ヶ月未満　　２年以上利率×８０％ ２年６ヶ月以上３年未満　　２年以上利率×９０％